

(一社)日本卸電力取引所における自己約定取引に係る収入金額を控除する収入割の特例措置

対象税目：法人事業税（地方税）

① 措置を講じる背景・課題（政策目的）

○電力小売市場が完全自由化され、卸電力取引所による電気の市場取引の流動性が確保されるようになる中、小売電気事業者間の競争を通じた安定的かつ安価な電力供給を実現するためには、全国大で限界費用の安い順で電源が稼働する、いわゆる広域メリットオーダーの達成が必要。このため、平成30年に、コストの安い電源順に送電することを可能とする間接オークション制度が（一社）日本卸電力取引所に導入され、同制度の導入により、全ての地域間連系線（以下、連系線）利用は卸電力取引所を介して行うこととされた。本税制措置は、同制度により増加する自己約定に伴う二重課税を回避し、政策目的である広域メリットオーダーの達成を図るもの。なお、二重課税が生じる場合、間接オークション制度により自己約定した電力料に対する費用回収として、電気事業者は小売料金に転嫁することとなるため、一般家庭を含む各需要家の電気料金負担が増加するおそれがある。

当該措置の政策体系における位置づけ

○6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
（経済産業省政策評価基本計画（令和8年度～12年度）https://www.meti.go.jp/policy/policy_management/kihon-keikaku/R8_R12seisakuhyoukakihonkeikaku.pdf）

② 現行制度の概要

根拠条文：地方税法 第72条の12 附則 第9条第19項、地方税法施行令 第22条 附則 第6条の2
創設年度：平成30年度
適用期限：令和9年3月31日
事前事後の計画認定・報告の有無：【事前：無】【事後：無】

○電気事業者が卸電力取引所において、電力の買い入札と売り入札を同時に行い自己約定した場合、当該電気事業者が卸電力取引所から電気を購入する際に生じる卸電力取引所に対して支払うべき金額（同一法人内の自己約定分の買い約定価格に限る）に相当する金額を法人事業税の課税標準から控除する。

○具体的には以下のとおり。

・電気供給業に係る法人事業税の課税方式は、収入金課税方式が採用されているが、他者から電気の供給を受けて供給する場合、供給を受けた電気として支払うべき金額分については、地方税法第72条の24の第1項及び地方税法施行令第22条第7号にて、法人事業税の課税標準である、自社の収入金から控除される。

・他方で、卸電力取引所を介して同一法人内で自己約定した場合には、卸電力取引所に電気を販売する際に生じる収入に対する法人事業税に加え、他者からの供給に当たらないことから上記の控除が適用されない結果、他者から購入した場合と経済的な実態は変わらないにもかかわらず、自己約定した電気に対して支払うべき金額についても法人事業税が課されることとなり、二重課税が生じる。

・そのため、二重課税を回避し、政策目的である広域メリットオーダーの達成を図る観点から、電気事業者が卸電力取引所で電気を購入する際に支払う、自己約定分に相当する金額について、法人事業税の課税標準である収入金額から控除する。

減収額

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
金額（億円）	0	16.9	6.3	50.4	44.4	62.4	14.5

（出所）地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（第208回国会提出、第213回国会提出、第221回国会提出）に記載の適用額に、税率を乗じて算出。

③ アクティビティ

○間接オークション制度によって増加する卸電力取引所での自己約定に伴う二重課税を回避することで、電気事業者の間接オークションの活用を促進し、これにより、連系線が効率的に利用され、全国大で限界費用の安い順で電源が稼働することとなり、小売電気事業者間の競争を通じた安定的かつ安価な電力供給の実現に寄与する。

④ アウトプット

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
適用数（百万kWh）	20,297	5,354	35,692	20,738	55,359	11,296
適用額（億円）	1,609.6	600.2	4,804.1	4,232.7	5,945.5	1,388.3

（出所）適用額：地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（第208回国会提出、第213回国会提出、第221回国会提出）
適用数：経済産業省推計（同報告書に記載の適用額を、当該年度のスポット市場におけるシステムプライス平均単価で割り戻して算出。）

○アウトカムに対する効果分析

アウトプットから短期アウトカムへの効果発現経路	○地位又は権利の割当てを直接的に行わず、全ての連系線利用を卸電力市場を介して行う仕組みである間接オークション制度によって、卸電力取引所の取引が活性化する。
⑤ 短期アウトカム	○連系線の効率化による広域的なメリットオーダーの促進 指標：総電力需要量のうちスポット市場での取引量の割合 目標値：30%程度を維持 対象期間：平成30年度～令和2年度
短期アウトカムから中期アウトカムへの効果発現経路	○連系線の効率化によって広域メリットオーダーが促進され、全国大で限界費用の安い順で電源が稼働することにより、電力スポット市場価格の上振れを抑える。
⑥ 中期アウトカム	○電力スポット市場にて取引される電力価格の低減 指標：電力スポット市場においてエリア分断が生じていない場合に算出される全国共通の単一価格であるシステムプライスの年平均値に対する地域ごとに需給バランスを反映し決定される実際の取引価格であるエリアプライス最高値の年平均値の割合 目標値：115% 対象期間：平成30年度～令和5年度
中期アウトカムから長期アウトカムへの効果発現経路	○連系線のさらなる効率的な利用によって広域メリットオーダーが促進され、全国大で限界費用の安い順で電源が稼働することにより、電力スポット市場価格の上振れを抑える。
⑦ 長期アウトカム	○電力スポット市場にて取引される電力価格の低減 指標：電力スポット市場においてエリア分断が生じていない場合に算出される全国共通の単一価格であるシステムプライスの年平均値に対する地域ごとに需給バランスを反映し決定される実際の取引価格であるエリアプライス最高値の年平均値の割合 目標値：110% 対象期間：平成30年度～令和10年度

分析に利用するデータ	選定理由（政府統計等でない場合、回収率・対象件数等）
電力スポット市場におけるシステムプライスとエリアプライス	（一社）日本卸電力取引所が公表する電力スポット市場価格は、すべての間接オークションの取引が網羅しており、価格の指標として適切であるため。
電力取引報	電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号。以下「報告規則」という。）第2条第1項第7号の規定に基づき報告を求めており、電力需要を把握することができるため。
卸電力取引所報	報告規則第2条第1項第8号の規定に基づき、卸電力取引所に対し、毎日報告を求めており、スポット市場の取引量を把握することができるため。

●分析手法：アウトカム指標についての時系列比較分析
 選定理由：本措置による効果の発現状況を把握できるため

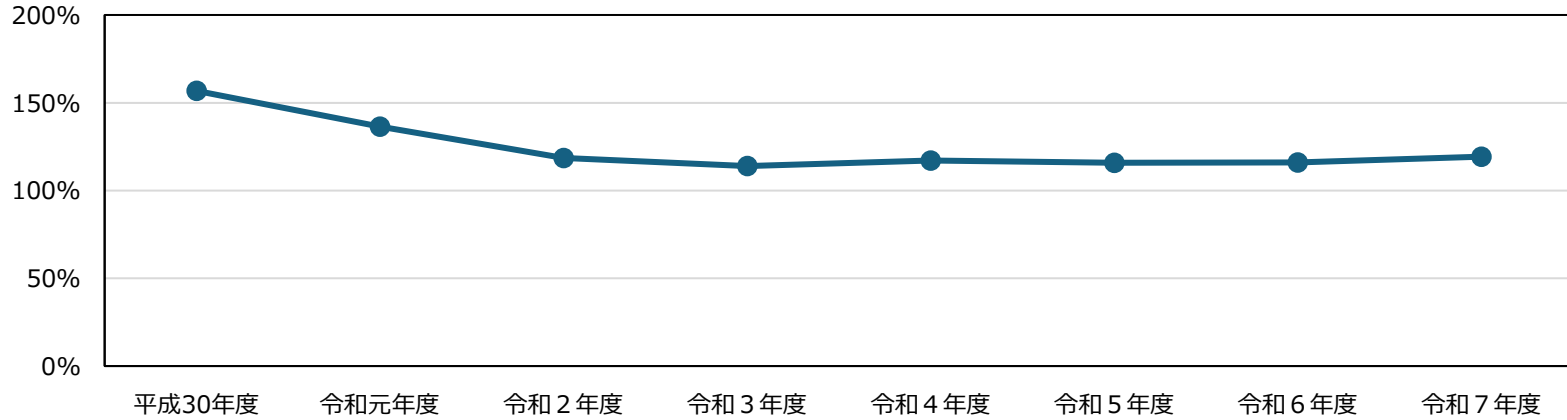
総電力需要量のうちスポット市場での取引量の割合（％）

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
24.6	35.2	38.3	39.3	39.6	32.6	32.5	35.2

電力スポット市場におけるシステムプライスの年平均値に対するエリアプライス最高値の年平均値の割合（％）

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
157	137	119	114	117	116	116	119

電力スポット市場における（システムプライスの年平均値/エリアプライス最高値の年平均値）



（出典）（一社）日本卸電力取引所のデータを基に経済産業省作成

○ 評価等

	短期	中期	長期
① 各アウトカムの達成状況	○平成30年度以降、卸電力取引所の間接オークション制度が継続しており、全ての連系線利用が卸電力取引所のスポット取引を介して行われている。その結果、H30年からR2年にかけて、総電力需要量のうちスポット市場での取引量の割合は、約30%を達成しており、本税制は、スポット市場の安定運用に寄与していると考えられる。	○スポット市場におけるシステムプライス（エリア分断が生じていない場合の約定価格）の年平均値に対するエリアプライス（エリア分断が生じている場合の当該エリアにおける約定価格）最高値の年平均値の割合は、令和2年度以降概ね横ばい傾向。平成30年度の157%と比較して、令和5年度は116%と目標値をほぼ達成した。	○スポット市場におけるシステムプライスの年平均値に対するエリアプライス最高値の年平均値の割合は、令和2年度以降概ね横ばい傾向。平成30年度の157%と比較して、令和7年度は119%であり、令和5年度と比較して、上昇している。
② 達成できていない場合の要因	—	○連系線の設備容量による制約や市場環境の影響等、本税制措置以外の要因が考えられる。	○連系線の設備容量による制約や市場環境の影響等、本税制措置以外の要因が考えられる。特に、令和5年度から7年度にかけての上昇は、連系線における定期点検等、設備容量による制約を受けたためと考えられる。
③ 政策効果等	○本措置は二重課税を回避することで、電気事業者が他者から電気を購入した場合と自己約定した場合との課税の公平性を図りつつ、一般家庭を含む各需要家の電気料金への影響を抑制し、連系線の効率的な利用と小売電気事業者間の競争を通じた安定的かつ安価な電力供給の実現に寄与している。 さらに、第7次エネルギー基本計画においては、「地域間連系線等の整備を行うとともに、局地的な大規模需要の立地を見据えた系統増強を進め」ることを掲げており、系統整備に伴い、さらに連系線を利用した電力取引が増えることが想定され、本措置は、今後の連系線の利用の促進にも寄与することが期待される。		
④ 租税特別措置等以外の手段と比較した場合の相当性	○本措置は、二重課税を回避し、電気事業者が他者から電気を購入した場合と自己約定した場合との課税の公平性を担保することを通じて政策目的である広域マルチオーダーの達成を図るもの。収入金課税という電気やガスといった特定の業態にのみ適用されている税制がなければ措置する必要がないものであることから、補助金等の代替手段ではなく、租税特別措置による措置が適当。		
⑤ 見直しの方向性	○令和9年度以降も、卸電力取引所の間接オークション制度が恒久的に継続され、同取引所における同一法人内の自己約定取引は発生することから、収入金課税が継続される限りにおいては、継続を検討する。		

主担当部局 : 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力産業・市場室
 共管担当部局 : 電力・ガス取引監視等委員会 取引制度企画室